

# 平成19年度第1回白山市建築審査会

## 会議録

日時：平成19年5月23日（水）午後2時～3時30分

会場：白山市役所4階 402会議室

出席者「委員」中茶、吉村、表田、蜂谷、照田（以上5名）

「事務局」西尾建築指導課長、角田課参事、

中川課長補佐、米田主査

「説明員」事務局

欠席者「委員」川島、畝本（以上2名）

### 1 開会

### 2 挨拶（西尾建築指導課長） 略

### 3 委員紹介

・委員、事務局紹介 略

・平成19年度第1回白山市建築審査会の成立報告（白山市建築審査会条例第4条第2項 委員の過半数以上の出席必要）委員7名の内5名出席

・建築審査会に関する説明

設置目的及び審議事項

任期

組織

開催頻度

関係法令（建築基準法第5章建築審査会）

白山市建築審査会条例を説明

4 会長の選出（建築基準法第81条第1項 建築審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。白山市建築審査会条例第4条第1項 審査会の会議は、会長が議長となる。建築基準法第81条第3項 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。）

・表田委員からの推薦により、会長に照田委員を選出【全員異議なし】

・照田会長の推薦により、職務代理に蜂谷委員を選出【全員異議なし】

- ・平成19年度第1回白山市建築審査会の議事録署名委員を中茶委員に指名【中茶委員了承】

## 5 審議事項

- (1) 建築基準法第43条第1項ただし書きに基づく許可基準の制定及び許可に関する取扱いについて

①建築基準法第43条第1項ただし書きに基づく許可基準の制定

事務局 許可基準の制定について資料に基づき説明 略

(質疑応答)

委員・許可基準は石川県、他の県内特定行政庁も同じ許可基準であるのなら、白山市もあわせれば良い。

会長 採決を取る【全員承認】

②建築基準法第43条第1項ただし書きに基づく許可に関する取扱い

事務局 許可に関する取扱いについて資料に基づき説明 略

(質疑応答)

委員・包括同意をおこなっても良いという根拠が明白でない。

- ・取扱い件数が少ないのなら、建築審査会をその都度開催すればよい。
- ・石川県、他の県内特定行政庁も同じ取扱いをおこなっているのなら、白山市もあわせればよい。

会長 包括同意について根拠となる法令や通達について事務局にもう少し調べてもらうことと、今後対象となる物件の審議件数の状況を見て判断すればよいと思うので、この議案については継続審議としてよろしいでしょうか。

委員 全員了承【継続審議となる】

- (2) 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に関する取扱いについて

事務局 許可に関する取扱いについて資料に基づき説明 略

(質疑応答)

委員 議案(1)の②建築基準法第43条第1項ただし書きの取扱いと同じ意見。

会長 前議案と同様な取扱いでよろしいでしょうか。

委員 全員了承【継続審議となる】

- (3) その他

事務局 建築審査会の公開について、どのようにいたしましょうか。

(質疑応答)

委員 建築審査会の個別許可案件は、個人情報保護の観点から非公開としたほうがよい。

会長 採決を取る【個別許可案件の審議は非公開とする】

6 閉会

以上 15時30分終了